

# 物 件 調 査 書

物件番号	2	売却価格	8,600,000円
------	---	------	------------

物件の表示	所在	地番	地目	面積			
				公簿		実測	
	熊谷市妻沼東三丁目	1番	宅地	300.89	m <sup>2</sup>	—	m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	計		300.89	m <sup>2</sup>	—	m <sup>2</sup>	

契約対象の地積の確定	公簿面積による
------------	---------

法令に基づく制限	都市計画法	区域区分	市街化区域			
		計画道路	3.5.54梶山王子線 (整備済)	土地区画整理	妻沼東(施行済)	
		その他制限	妻沼東地区地区計画			
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		その他地域地区	法第22条区域			
		接面道路との関係	県道羽生妻沼線(幅員約12m)及び市道妻沼114号線(同15.5m)に接する。			
その他の法令		都市再生特別措置法、熊谷市景観条例				

供給処理施設	種類	状況※	主な問い合わせ先	
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(埼埼玉カスタマーセンター)	0120-995-441
	上水道	有	熊谷市上下水道部水道課給水係	048-520-4136
	下水道	有	熊谷市上下水道部下水道課	048-524-1111
	都市ガス	無		
※接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地及びあっても供給処理区域外の土地は「無」と記載しています。無いものについて、引込が可能かどうかは各供給処理施設の事業所にお問い合わせください。				

公共施設等	JR高崎線籠原駅	約10,000 m	JR高崎線熊谷駅	約10,500 m	
	市立妻沼小学校	通学区	約1,600 m	熊谷市役所	約9,800 m
	市立妻沼東中学校		約260 m	妻沼行政センター	約2,100 m

(その他注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域内における開発行為について確認が必要です。事前に「都市整備部開発審査課(TEL0493-39-4817)」にお問合せください。</li> <li>・買受け後に建築確認を申請しようとする場合は、事前に「都市整備部建築審査課(TEL0493-39-4809)」にお問合せください。</li> <li>・熊谷市景観計画及び熊谷市景観条例に基づく届出が必要な場合があります。届出が必要な行為及びその内容について事前に「都市整備部都市計画課(TEL0493-39-4813)」で確認してください。</li> <li>・地区計画がある地区の場合は、その内容について事前に「都市計画課」で確認してください。</li> <li>・埋蔵文化財埋蔵地の場合、土木工事等の際に届出が必要となりますので、事前に「教育委員会社会教育課文化財保護係(江南文化財センター: TEL048-536-5062)」にお問合せください。</li> <li>・物件内に電柱が1本あります。なお、市では電柱の移設及び移設に係る費用負担はしません。</li> <li>・市道妻沼114号線には水道管(配水管DIP(A)φ100 S63-2E03及びDIP(A)φ100 S62-2004)、県道羽生妻沼線には水道管(配水管DIPφ200 S62-2004)が敷設されています。給水管の有無等の詳細については「上下水道部水道課給水係(TEL048-520-4136)」へお問合せください。</li> <li>・下水道使用可能エリアです。取付管の有無等の詳細については、「上下水道部下水道課(TEL048-524-1111 内線561)」へお問合せください。</li> <li>・車両入り口の位置を変更するため歩道を切り下げるときやガードレール・歩車道境界ブロックなどを撤去・移設するときは、道路管理者の承認が必要になります。詳細についてのお問い合わせは、県道に関しては「埼玉県熊谷県土整備事務所管理担当」、市道に関しては「建設部管理課」へお願いします。なお、工事に関する費用は全て承認を受ける方の負担となります。</li> <li>・現状有姿のまま、引渡しを行います。</li> <li>・売却物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。売却物件の地表及び地下に、建物工作物等の基礎部分その他埋設物があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入された方が自己負担により行ってください。地盤及び土壌に関して工事等が必要な場合も同様です。</li> <li>・公簿面積と実測面積に差が生じても、市では売買代金の精算は行いません。</li> <li>・所有権移転登記は、土地代金完納後に市で嘱託登記を行います。</li> <li>・契約書作成及び登録免許税に係る収入印紙代は購入者の御負担となります。</li> <li>・物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。</li> </ul>	

現況写真 1



現況写真 2



明細図

